

○アートプラザ条例

平成 9 年 9 月 3 0 日

条例第 2 6 号

改正 平成 1 1 年 3 月 2 4 日 条例第 6 号

平成 1 3 年 1 2 月 1 8 日 条例第 3 7 号

平成 1 8 年 9 月 2 8 日 条例第 3 8 号

平成 2 5 年 1 2 月 1 6 日 条例第 3 9 号

令和元年 7 月 1 6 日 条例第 1 8 号

令和 7 年 6 月 2 4 日 条例第 3 8 号

(設置)

第 1 条 市民の芸術文化活動の振興を図り、もって市民文化の向上に資するためアートプラザを大分市荷揚町 3 番 3 1 号に設置する。

(使用の許可)

第 2 条 アートプラザを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可を与える場合において管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

(使用料)

第 3 条 アートプラザの使用料は、別表のとおりとする。

2 前項の使用料は、使用許可の際に納付しなければならない。ただし、電子

情報処理組織を用いて使用許可を受けた場合の当該使用料は、規則で定める日に納付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、同項の規定による使用料の納付の時期を変更することができる。

(平 1 3 条例 3 7 ・ 一部改正)

(使用料の減免)

第 4 条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不返還)

第 5 条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 6 条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の許可)

第 7 条 使用者は、その使用に際して特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

(使用の不許可)

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、アートプラザの使用

を許可しない。

- (1) 使用の目的がアートプラザの設置の趣旨に適合しないと認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 建物、設備及び器具等を毀損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。
- (5) 管理上支障があると認められるとき。

(令 7 条例 3 8 ・ 一部改正)

(使用許可の取消し等)

第 9 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は使用を停止させることができる。この場合において、使用者が損害を受けても、市はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により許可を受け、又は許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(入場の制限)

第 1 0 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入場を拒み、

又は退場を命ずることができる。

(1) 建物、設備、器具及び展示品等を汚損し、又は毀損するおそれがある者

(2) 他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれのある者

(3) 管理上必要な指示に従わない者

(平 1 1 条例 6 ・ 令 7 条例 3 8 ・ 一部改正)

(原状回復)

第 1 1 条 使用者は、アートプラザの使用を終え、又はその使用の停止を命じられたときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第 1 2 条 使用者又は入場者は、建物、設備、器具及び展示品等を汚損し、毀損し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出て、市長が認定する額を賠償しなければならない。

(平 1 8 条例 3 8 ・ 令 7 条例 3 8 ・ 一部改正)

(指定管理者の指定)

第 1 3 条 市長は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、次に掲げる要件を満たす者のうちから市長が指定する者（以下「指定管理者」という。）に、アートプラザの管理を行わせることができる。

(1) アートプラザの管理を行うに当たり、平等な利用を確保することがで

きる者であること。

(2) アートプラザの効用を最大限に発揮させる内容の事業計画書を作成した者であること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有する者であること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定により指定管理者にアートプラザの管理を行わせる場合における第2条、第7条から第10条まで及び前条の規定の適用については、これらの規定（前条の規定を除く。）中「市長」とあるのは「第13条第1項に規定する指定管理者」と、第9条中「市」とあるのは「市及び第13条第1項に規定する指定管理者」と、前条中「市長に」とあるのは「次条第1項に規定する指定管理者に」とする。

3 第1項の規定による指定は、アートプラザの管理を行おうとする者の市長に対する申請により行う。

4 前項の規定による申請は、申請書に事業計画書その他市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

（平18条例38・追加）

（指定等の告示）

第14条 市長は、前条第1項の規定による指定をしたときは、その旨を告示する。

2 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理

者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理者による管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。

(平 1 8 条例 3 8 ・ 追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第 1 5 条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、アートプラザの管理を行わなければならない。

(平 1 8 条例 3 8 ・ 追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第 1 6 条 指定管理者は、アートプラザの利用に関する業務その他市長が定めるアートプラザの管理のために必要な業務を行わなければならない。

(平 1 8 条例 3 8 ・ 追加)

(開館時間及び休館日)

第 1 7 条 アートプラザの開館時間及び休館日は、規則で定める。

(平 1 8 条例 3 8 ・ 追加)

(利用料金の収受等)

第 1 8 条 第 1 3 条第 1 項の規定により指定管理者にアートプラザの管理を行わせる場合におけるアートプラザの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）については、指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 前項の場合における第 3 条から第 5 条までの規定の適用については、第 3 条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第 1 項中「使用

料」とあるのは「利用料金（第 18 条第 1 項に規定する利用料金をいう。以下この条から第 5 条までにおいて同じ。）」と、「別表のとおり」とあるのは「別表に定める額の範囲内で、市長の承認を得て、第 13 条第 1 項に規定する指定管理者が定める額」と、同条第 2 項本文中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同項ただし書中「当該使用料」とあるのは「当該利用料金」と、同条第 3 項中「市長」とあるのは「第 13 条第 1 項に規定する指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第 4 条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「市長」とあるのは「第 13 条第 1 項に規定する指定管理者」と、「公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料」とあるのは「市長の承認を得て定める基準により、利用料金」と、第 5 条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条ただし書中「市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない」とあるのは「第 13 条第 1 項に規定する指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、その全部又は一部を返還することができる」とする。

（平 18 条例 38・追加）

（委任）

第 19 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

（平 18 条例 38・旧第 13 条繰下）

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成9年規則第95号により平成10年2月1日から施行し、第1条の規定は、同年1月5日から施行)

附 則 (平成11年条例第6号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年条例第37号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年条例第39号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市市民行政センター条例、大分市市民センター条例、ホルトホール大分条例、コンパルホール条例、平和市民公園能楽堂条例、大分市宇曾山荘条例、大分市葬斎場条例、大分市都市公園条例、大分市漁港管理条例、大分市普通河川占用、使用及び採取料条例、大分市準用河川占用料及び採取料徴収条例、大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例、大分市レンタサイクル条例、大分市公民館使用料徴収条例、大分市歴史資料館条例、大分市立少年自然の家条例、大分市いまいち山荘条例、大分市

河原内陶芸楽習館条例、大分市美術館条例、アートプラザ条例、大分市立学校体育館等使用料条例、大分市今市健康増進センター条例、大分市営陸上競技場条例、大分市営温水プール管理条例、ハウス大分川条例及び大分市スポーツ施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請、届出その他の行為に係る使用料、採取料その他の徴収金（指定管理者が収入する利用料金を除く。以下この項において同じ。）について適用し、同日前の申請、届出その他の行為に係る使用料、採取料その他の徴収金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第18号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大分市市民行政センター条例、平和市民公園能楽堂条例、大分市宇曾山荘条例、大分市葬斎場条例、大分市営納骨堂条例、大分市漁港管理条例、大分市普通河川占用、使用及び採取料条例、大分市準用河川占用料及び採取料徴収条例、大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例、大分市大分駅前広場条例、大分いこいの道広場条例、大分市レンタサイクル条例、大分市立エスペランサ・コレジオ条例、大分市公民館使用料徴収条例、大分市歴史資料館条例、大分市海部古墳資料館条例、大分市情報学習センター条例、大分市立少年自然の家条例、大分市河原内陶芸楽習館条例、

大分市美術館条例、アートプラザ条例、大分市立学校体育館等使用料条例、大分市今市健康増進センター条例、ハウス大分川条例及び大分市スポーツ施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請、届出その他の行為に係る使用料、採取料その他の徴収金（指定管理者が収入する利用料金を除く。以下この項において同じ。）について適用し、同日前の申請、届出その他の行為に係る使用料、採取料その他の徴収金については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年条例第 3 8 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条、第 1 1 条、第 2 0 条、第 2 5 条、第 3 0 条、第 3 1 条及び第 3 4 条の規定並びに第 3 項の規定 令和 8 年 4 月 1 日

（経過措置）

- 3 改正後のホルトホール大分条例、コンパルホール条例、平和市民公園能楽堂条例、大分市宇曾山荘条例、大分市丹生温泉施設条例、大分市関崎海星館条例、アートプラザ条例、大分市営陸上競技場条例、大分市営温水プール管理条例（別表会議室の項の規定を除く。）及び大分市大洲総合体育館条例（別表役員控室の項の規定を除く。）並びに第 1 1 条の規定による改正後の大分市都市公園条例の規定は、第 1 項第 1 号に規定する日以後の申請その他

の行為に係る使用料その他の徴収金（指定管理者が収入する利用料金を除く。以下この項において同じ。）について適用し、同日前の申請その他の行為に係る使用料その他の徴収金については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

（令7条例38・全改）

区分		使用料	摘要
アートホール		1日につき 17,080円 1時間につき 2,130円	使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、1時間とする。
市民ギャラリー	全室	1日につき 13,520円	
	A室	1日につき 9,440円	
	B室	1日につき 4,080円	
研修室		1時間につき 550円	
実技室		1時間につき 460円	